

## 平成22年度 福祉車両補助に係る要望の手引き

財団法人 J K A

平成22年度福祉車両の補助要望にあたっては、【平成22年度体育事業その他の公益増進を目的とする事業の補助に関する公示】(別冊「補助の基準」を含む)、【平成22年度公益事業振興補助事業の「補助金交付要望書」作成要領(事業費、車両、機器等関係)(以下「作成要領」という。)]及び、以下の内容をよくお読み下さい。

### 1. 補助対象車両

#### (1) 車両の選定

- ① 補助対象となる車両については、別冊「補助の基準」で(財)JKAが指定した福祉車両の種類及び排気量クラスの中から希望する車両を選定して下さい。(要望できる台数は1台のみです。)

**※種類、排気量クラスについて、後日の変更は認められませんのでご注意ください。**

- ② 希望車両の選定にあたっては、自動車メーカー等発行の車両カタログを参考にしてください。

#### (2) 「車両価格見積書」の取得

選定した車両について、販売会社、メーカー等から所定様式の「車両価格見積書」を、必ず取得してください。

- ① 「車両価格見積書」は、「補助金交付要望書」提出にあたり必ず添付してください。  
(「車両価格見積書」は、写し(コピー)を提出して下さい)
- ② 「車両価格見積書」は、必ず販売会社、メーカー等に作成してもらってください。

#### (3) 補助標識の表示

車両には、本財団が指定した補助標識を、指定した方法で表示していただきます。

(【補助標識掲示例】をご参照下さい。)

#### (4) 装備の追加等

本財団が指定した特別装備(「助手席リフトアップ」等)以外に法人の皆様が独自に装備を追加(追加オプション)することはできますが、追加オプションにかかる費用は全額自己負担となります。

## (5) 登録諸経費

登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係る消費税等）は全額自己負担となります。

## 2. 補助率

補助率は、車両購入に必要であると本財団が認める経費の3/4以内（沖縄県内において実施される事業については、5/6以内）とします。

ただし、ハイブリッドカーを対象とする場合（沖縄県内において実施される事業を除く。）については、4/5以内とします。

## 3. 要望に係る書類の作成・提出について

### (1) 注意点

- ① 「補助金交付要望書」は「作成要領」を参照して作成して下さい。
- ② 「作成要領記載」の提出書類のうち、（別添1「補助事業の概要」）については、福祉車両専用の様式を定めておりますので、その様式に基づいて作成して下さい。  
（下記（3）書類作成のポイント《別添1「補助事業の概要」》をご参照下さい。）
- ③ 提出書類のうち、見積書についても福祉車両専用の様式「車両価格見積書」を定めていますので、前述のとおり、販売会社、メーカー等に、その様式に基づいて作成するよう依頼して下さい。

### (2) 提出書類

以下の書類を全て提出する必要があります。漏れの無いようご注意ください。

- ① 「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助金交付要望書」
- ② 「補助事業の概要」（別添1） 「平成22年度 補助事業収支予算書」（別表）
- ③ 「事業者の概要」（別添2）
- ④ 「平成22年度補助金交付要望概要個表（B）」
- ⑤ 「事業経費算出基礎明細対比表（C）」
- ⑥ 「車両価格見積書」（②の添付書類）
- ⑦ 「法人の登記簿謄本」（③の添付書類）
- ⑧ 「車両カタログ又はパンフレット」（②の添付書類）

※①～⑥については、所定書式をダウンロードして使用して下さい。

### (3) 書類作成のポイント

#### 《補助金交付要望書》

#### ① 事業費総額

「車両価格見積書」で提示された「合計価格」を記入します。（千円未満切り捨て）

#### ② 補助金交付要望額

- 1) 「車両価格見積書」の「車両価格」>別冊「補助の基準」の「基準単価」の場合（同じ福祉車両の種類及び排気量クラスを比較します。）  
「基準単価」に所定の補助率を乗じた金額を記入します。

2) その他の場合

「車両価格」に所定の補助率を乗じた金額を記入します。(千円未満切り捨て)

【算出例】

前提・沖縄県外でガソリン車(補助率3/4以内)

・移送車Ⅱ[車いす仕様(スロープ式)]1800ccの場合】

⇒別冊「補助の基準」の「基準単価」は、2,500,000円

1)「車両価格見積書」の「車両価格」が2,750,000円、「合計価格」が3,352,150円の場合

「事業費総額」は、3,352,000円(千円未満は切り捨て)

「車両価格」>「基準単価」ですから、

「補助金交付要望額」は、1,875,000円

(2,500,000円(基準単価)×3/4=1,875,000円)

2)「車両価格見積書」の「車両価格」が1,831,000円、「合計価格」が2,433,450円の場合

「事業費総額」は、2,433,000円(千円未満切り捨て)

「車両価格」<「基準単価」ですから、

「補助金交付要望額」は、1,373,000円(千円未満切り捨て)

(1,831,000円(車両価格)×3/4=1,373,250円)

《別添1「補助事業の概要」》

事業の内容

①福祉車両の種類 次から選択して記入(車両価格見積書と同じ内容を記入)

- ・訪問入浴車[入浴サービス設備]
- ・移送車Ⅰ[助手席リフトアップ]又は[セカンドシートリフトアップ]
- ・移送車Ⅱ[車いす仕様(スロープ式)]
- ・移送車Ⅲ[車いす仕様(リフト式)]
- ・移送車Ⅳ[特別装備なし]

②メーカー名

③車名

④排気量(cc)

⑤燃料種別

(車両価格見積書と同じ内容を記入)

⑥金額 (「事業費総額」と同じ金額を記入)

⑦用途 施設名を記入するとともに、更に具体的な内容を記入

※補助金交付要望にあたっては、現に施設を有することが必要です。

(4) 補助金交付要望書提出先

都道府県共同募金会を經由して、本財団へ提出していただきます。(事前に都道府県

共同募金会にご相談下さい。)

**(5) 補助金交付要望書受付期間(都道府県共同募金会の受付期間)**

平成21年9月4日(金)～平成21年9月30日(水)まで

**(6) 審査**

選考にあたり、書類審査のほかに、質問(ヒアリング)させていただいたり、追加資料のご請求、現地訪問調査等を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

**【補助標識掲示例】**

競輪補助車両



オートレース補助車両

